

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○認定液化石油ガス販売事業者として認定した件	六五	○一般競争入札を行う件	六〇
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件二件	六五	○落札者を決定した件三件	六〇
○大規模小売店舗立地法により県が意見述べた件二件	六五	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件	六〇
○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	六五	○障害者就業・生活支援センターの住所及び事務所の所在地を変更した旨届出があった件	六〇
○地籍調査の成果について認証した件	六五	○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	六三
○道路の区域を変更する件	六五	○福島県選挙管理委員会	六三
○過疎地域自立促進特別措置法により村道の改築工事を行う件	六五	○政治資金規正法の規定により提出された政治団体の収支報告書について訂正があった件二件	六三
○豪雪地帯対策特別措置法により県が行う町道の改築工事の一部を完了した件	六五	<b>正 誤</b>	
○山村振興法により県が行う村道の改築工事の一部を完了した件	六五	○平成十九年三月二十七日付け定例第千八百六十一号中	六三
○地方税法により特約業者の指定を	六五	○平成十九年三月三十日付け号外第十七号中	六四
		○平成十九年九月十一日付け定例第千九百九号中	六四

## 告 示

### 福島県告示第六百四十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十五條の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
JAあいづ燃料株式会社 代表取締役 外池 勝馬
- 二 住所  
会津若松市高野町大字上高野字村内百七十九番地
- 三 認定年月日  
平成十九年九月十二日

(県民安全領域消防保安グループ)

### 福島県告示第六百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年九月二十一日から平成二十年一月二十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島駅西口ショッピングセンター 福島市公事田六―七ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社やまや

宮城県塩釜市新浜町一―十一―十九

代表取締役社長 山内 英靖

(変更後) 有限会社共栄不動産

山形県山形市長町一丁目九番五十九―十七号

取締役 吉田 絢子

株式会社静岡屋茶舗

郡山市虎丸町二十四―三

代表取締役社長 望月 浩吉

三 変更した年月日  
平成十九年七月一日（有限会社共栄不動産にあつては平成十八年十二月十六日、株式会社静岡屋茶舗にあつては平成十九年七月二十六日）

四 届出年月日  
平成十九年九月十一日

五 届出をした者  
東日本旅客鉄道株式会社

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

**福島県告示第六百四十九号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成十九年九月二十一日から平成二十年一月二十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工振興課商業振興係に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
JR郡山市民市場 郡山市燧田百九十五番地

二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
（変更前） 未定  
（変更後） 株式会社静岡屋茶舗  
郡山市虎丸町二十四一三  
代表取締役社長 望月 浩吉

三 変更した年月日  
平成十九年七月十二日

四 届出年月日  
平成十九年九月十一日

五 届出をした者  
東北総合サービス株式会社

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

**福島県告示第六百五十号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年九月二十一日から同年十月二十二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福

島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニュー福ビル 福島市栄町十一番二十五号

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

**福島県告示第六百五十一号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年九月二十一日から同年十月二十二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル一箕町店 会津若松市一箕町大字亀賀字藤原五十二

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

**福島県告示第六百五十二号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となつたことの発見について次のとおり届出があつた。

平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

病 名	畜 種	患畜及び疑似患畜の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘 要
腐蛆病	みつば	患畜	八群	郡山市	平成一九年九月二二日	自衛殺

（生産流通領域衛生飼料グループ）

**福島県告示第六百五十三号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、東白川郡

埴町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称  
埴町
- 二 成果の名称

東白川郡埴町大字東河内の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿  
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第六百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南建設事務所平成十九年九月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二九四号	白河市豊地大谷地三番 一地从先から 同 市豊地大谷地四番 一地从先まで	変更前 変更後	八・〇〇 二二・三八	一七四・四 一七四・四

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百五十五号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定により、村道の改築工事を次のとおり行う。  
平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の開始 の年月日
相馬郡飯館村大字佐須字前乗九 一番一地从先から			平成一九年

佐須大倉線

同 郡同 村大字佐須字虎捕国  
有林二二三三林班へ小班地先ま  
で

九月二日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百五十六号

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十四条第一項の規定により県が行う町道の改築工事を次のとおり完了した。  
平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の一部 完了の年月日
唐沢線	南会津郡南会津町湯ノ花字鍛治 沢山丁一二三四番七二地先から 同 郡同 町湯ノ花字鍛治 沢山丁一二三四番四六地先まで	道路改良	平成一九年 九月二日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百五十七号

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十一条第一項の規定により県が行う村道の改築工事を次のとおり完了した。  
平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の一部 完了の年月日
関下関口線	東白川郡鮫川村大字渡瀬字関下 一七七番一地从先から 同 郡同 村大字渡瀬字関下 五四番地先まで	道路改良	平成一九年 九月二日

(道路領域道路企画グループ)

## 公 告

## 公告第五百三十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所又は事業所 指定取消年月日

の所在地

株式会社喜久屋商 皆川 達夫 須賀川市館取町二一六 平成十九年八月三十一日

店

（財務領域課税収税グループ）

## 公告第五百三十一号

工業統計システム用機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

1 借入物品の名称及び数量 工業統計システム用機器 一式（据付け、調整、機器保守等一式）

2 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 借入期間 平成十九年十二月一日から平成二十二年十二月三十一日まで

4 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

3 仕様書に定める機器一式の納入とシステムのセットアップを確実にできる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成十九年十月十九日（金）午後五時十五分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県企画調整部情報統計領域統計調査グループ

電話〇二四―五二一―七二四七

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ

2 入札説明会の日時及び場所 平成十九年十月五日（金）午後一時三十分 福島県自治会館四階四〇二会議室（福島県福島市中町八番二号）

3 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年十一月九日（金）午後一時三十分 福島県自治会館四階四〇二会議室（福島県福島市中町八番二号）

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札及び開札の日に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（情報統計領域統計調査グループ）

公告第五百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク更新実施設計業務委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年9月21日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県総合情報通信ネットワーク更新実施設計業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地  
福島県生活環境部県民安全領域災害対策グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
財団法人日本消防設備安全センター 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号
- 5 落札金額  
12,574,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成19年7月13日

(県民安全領域災害対策グループ)

**公告第533号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年9月21日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノートパソコン 920台
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地  
福島県出納局総務管理グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年7月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額

- 6 70,807,800円  
契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成19年6月1日

(出納局総務管理グループ)

**公告第534号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年9月21日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
デスクトップ型パソコン 731台
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地  
福島県出納局総務管理グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年8月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中松商会 東京都千代田区鍛冶町2-3-4
- 5 落札金額  
54,265,785円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成19年6月29日

(出納局総務管理グループ)

**公告第五百三十五号**

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象

さぼーとセンターにんじん倶楽部	郡山市下白岩町字波前場四五	社会福祉法人にんじん舎の会	福島県郡山市下白岩町字波前場四五	平成一九年三月三十一日	居宅介護重度訪問介護	身体障害者知的障害者障害児	者
ゆりの里指定居宅介護事業所	いわき市平沼ノ内諏訪原二一五七	有限会社栄工建築	同 県いわき市平下高久字清水五三	平成一九年八月三十一日	居宅介護行動援護	身体障害者知的障害者	

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第五百三十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第三十五条において準用する同法第二十七条第三項の規定により、次の障害者就業・生活支援センターから当該指定に係るセンターの住所及び事務所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

センターの名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人ほっと福祉記念会	センターの住所	郡山市田村町金沢字高屋敷二六〇番地	郡山市横塚三丁目四番二二号	平成一九年四月一日
	事務所の所在地	郡山市菜根三丁目四二六番地二	同	同

(労働領域雇用対策グループ)

公告第五百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画市場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する図書
  - 二 縦覧場所
- 総括図、計画図及び計画書の写し  
 福島県土木部都市領域都市計画グループ及び福島県いわき建設事務所企画調査グループ  
 (都市領域都市計画グループ)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定により提出された平成十六年分の収支報告書について、いわき光英を励ます会の会計責任者から次のとおり訂正の届出があった。

平成十九年九月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

支出の内訳	訂正箇所		訂正後	訂正前
	政治活動費	選挙関係費		
	組織活動費	283,305	63,000	
	選挙関係費	0	220,305	

福島県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定により提出された平成十七年分の収支報告書について、自由民主党福島県参議院選挙区第一支部、自由民主党福島県第二選挙区支部及び光と風のフォーラムの会計責任者から次のとおり訂正の届出があった。

平成十九年九月二十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

自由民主党福島県参議院選挙区第一支部

訂正箇所	訂正後	訂正前
収入総額	41,790,531	42,290,531

収入・支出の総額	支出総額	29,651,836	30,151,836	
	収入の内訳	事業収入	16,669,585	17,169,585
支出の内訳	経常経費	事務所費	6,511,244	7,011,244
		計	26,543,595	27,043,595
事業収入の内訳	金額 (円)	対価に係る収入の金額 (円)	16,669,585	17,169,585
		特定パートナーの概要	対価の支払いをした者の数 (人)	739

政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳の次の事項を照会する。

株式会社マナベ事務所	500,000	東京都渋谷区
------------	---------	--------

自由民主党福島県第二選挙区支部

訂正箇所	訂正後	訂正前		
	収入・支出の総額	62,019,782	61,819,782	
収入の内訳	政治団体	15,100,000	14,900,000	
		小計(ア)	34,570,000	34,370,000
		合計(ア)(イ)	34,570,000	34,370,000

寄附の内訳の欄に次のように加える。

寄附者の区分	寄附者の氏名・名称	寄附金額 (円)	住所・所在地
	税理士による根本匠後	200,000	郡山市

政治団体	協会		
------	----	--	--

光弘風のホームページ

訂正箇所	訂正後	訂正前		
	収入・支出の総額	10,446,493	9,946,493	
収入の内訳	寄附	個人	4,206,000	3,706,000
		小計(ア)	10,206,000	9,706,000
支出の内訳	経常経費	事務所費	3,102,925	2,602,925
		計	7,841,229	7,341,229

寄附の内訳の欄に次のように加える。

寄附者の区分	寄附者の氏名・名称	寄附金額 (円)	住所・所在地
個人	間部 敏夫	500,000	東京都江東区

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年三月二十七日付け定例第千八百六十一号中

二四三	上	一九	第二条第一項中第十八号を第十九号とし、第十三号から第十七号	第二条第一項中第十七号を第十八号とし、第十三号から第十六号
二四四	下	参六	第7号の2様式	第4号の2様式

○平成十九年三月三十日付け号外第十七号中

七	上	一 後から	特別支援学級	特別支援学級別支援学級
---	---	-------	--------	-------------

○平成十九年三月三十日付け号外第二十七号中

三		上	一八	児童相談所次長	児童相談所長
一九	児童相談所次長	児童相談所長			

○平成十九年九月十一日付け定例第九百九号中

六	四	一	上	一四	の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三四五、七六五	の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
---	---	---	---	----	---	---